

令和5年11月28日  
報道発表資料  
教育委員会事務局

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	高津区内の市立中学校
職 位	教諭
年 齢	40歳
性 別	男性
処 分 内 容	停職3月
処 分 理 由	<p>当該職員は、令和5年3月31日、飲食店からの帰宅途中において、JR川崎駅中央通路エスカレーター等で、携帯電話で女性のスカート内を動画で盗撮する行為を行った。同エスカレーターで一般男性から盗撮を指摘され、駆け付けた警察官に任意同行を求められ、神奈川県迷惑行為防止条例違反により書類送致されるに至った（同年7月26日付けで不起訴処分）。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる教育公務員としてあるまじき行為で、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	令和5年11月28日
処 分 者	川崎市教育委員会
備 考	当該職員は本日付けで依願退職

問合せ先  
川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 本波  
電話 044-200-3332